

## 議案第 2 2 号

### 宝塚市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

#### 資料 1 条例改正の概要について

##### 1 改正の理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第 2 条の規定により行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法が廃止され、国の行政機関及び独立行政法人等に係る個人情報の保護に関する規律は、令和 4 年改正の新個人情報保護法において定められることとなります。

そのため、廃止前の規定を引用している宝塚市個人情報保護条例について所要の改正を行おうとするものです。

##### 2 改正の内容

第 2 条第 10 号で「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律第 2 条第 1 項」を引用している箇所について、「個人情報の保護に関する法律第 2 条第 9 項」に改め、令和 4 年 4 月 1 日から施行します。

##### 3 地方公共団体への改正法の適用について

個人情報の保護に関する規律は、民間事業者、独立行政法人等、国の行政機関はそれぞれ別の法律で規定し、各地方公共団体は独自に条例等でルールを定めて運用していました。

民間事業者、独立行政法人等、国の行政機関で個人情報保護に関するルールを統一するため、令和 3 年度の個人情報保護法の改正により、3 本の法律を 1 本の法律に統合するとともに、地方公共団体においても全国的な共通ルールを規定することとなったため、それぞれ個人情報保護法が適用されることとなります。

この見直しについては、令和 3 年度に個人情報保護法の改正法の公布が行われ、令和 4 年度に地方公共団体を除く一部が施行されます。なお、令和 5 年度の春には地方公共団体への適用を含む改正法が全面施行される予定となっています。

宝塚市個人情報保護条例の改正スケジュール

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
民間部門	改正法公布 個人情報保護法	個人情報保護法	個人情報保護法	
独立行政法人等	独立行政法人等個人情報保護法			改正法一部施行 ※1
行政機関	行政機関個人情報保護法			改正法全面施行 ※2
宝塚市	宝塚市個人情報保護条例	関係条例、規則改正		

- ※1 デジタル社会形成整備法附則第2条の規定により独立行政法人等個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法が廃止され、独立行政法人等及び行政機関に係る個人情報の保護に関する規律は、令和4年改正の個人情報保護法において定められることとなります。
- ※2 改正法の全面施行後は、宝塚市に係る個人情報の保護に関する規律は、令和5年改正の個人情報保護法において定められることとなります。  
なお、手数料等については、（仮称）宝塚市個人情報保護法施行条例において定める予定です。
- ※3 改正法の一部施行に伴い、宝塚市個人情報保護条例の所要の整備を行います。